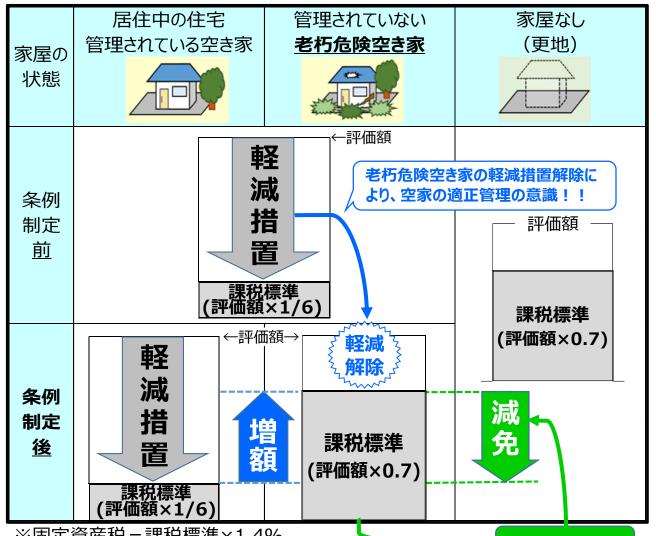
# ★固定資産税軽減措置の解除、及び減免制度の導入(令和5年3月 条例制定)★

管理されていない老朽危険空き家の土地の固定 資産税軽減措置を解除する要件を条例で制定しま した。

今後、要件に該当する場合は、空き家を解体して いなくても、土地の固定資産税の軽減措置を解除し ていくこととなります。(固定資産税が増加します) また、軽減措置が解除された空き家について、その 後除却した場合には、増額となる土地の固定資産 税を3年間減免する条例も、併せて制定しました。



## 固定資産税軽減措置の解除について(条例制定前後)



#### ※固定資産税=課税標準×1.4%

## 解体・除却

### 固定資産税軽減措置とは

・・・土地の上に住宅がある場合、土地にかかる固定資産税が軽減されること

#### 土地の固定資産税軽減措置の解除要件

空き家(家屋)が、次のいずれにも該当すること。

- (1) 住宅の不良度が100点以上であること。
- (2) 人の居住の用に供される見込みがないと認められること。

### 「住宅の不良度測定表」

| 評定項目       | 評定内容                | 評点        |
|------------|---------------------|-----------|
| 基礎、土台、柱、はり | 基礎の沈下、柱の傾斜、破損・腐朽、変形 | 25、50、100 |
| 外壁、界壁      | 仕上げ材料の剥落、下地の露出、壁体の穴 | 15、25     |
| 屋根         | 瓦等の剥落・ズレ、屋根の変形 等    | 15、25、50  |
| 床          | 根太落ち、床の傾斜           | 10、15     |

※住宅地区改良法施行規則 別表第1(い)欄に掲げる評定区分の「二構造の腐朽又は破損の程度」

## 減免について

## 減免対象

空き家が、「空家等対策の推進に関する特別措置法による勧告を受けたこと」、又は、「土地の固定資産税軽減措置の解除要件に該 当したこと」により、固定資産税(土地)の課税標準の軽減措置が解除された後、令和10年12月31日までの間に、当該空き家を除却した 場合。

※「軽減措置が解除される前に空き家を除却した場合」、「令和11年1月1日以降に空き家を除却した場合」は、減免対象にはなりませんのでご注意ください。

## 申請者

#### 除却した空き家の土地の納税義務者

※市税、法人事業税、消費税又は地方 消費税の滞納がある場合は申請できません。

### 減免額

軽減措置の解除に伴い増額となる土地の

### 固定資産税相当額

※都市計画税も同様に減免

## 減免期間

#### 3年間

※減免の申請をした日以後の最初の納期から 3年後の納期まで

### 施行日:令和5年3月23日

R5 R6

R7

R8

R8度

**R9** 

R10

**R11** 

R12

除却期限:令和10年12月31日

R13

期間限定の減免制度により、 老朽危険空き家の除却を促進!!

## 減免対象となる除却期間

軽減△ 空家 解除 \ 除却

R6度

R7度

減免期間(3年間)

## 減免が途中で終了する場合

- ①新たに軽減措置が適用された(例:住宅の新築)
- ②納税義務者が変わった(相続は除外)
- ③他の用途に変更した(例:宅地→駐車場)

空家 除却 R11度 R12度 R13度

減免期間(3年間)

減免を希望される場合、空き家の除却前に、 予め下記までお問い合わせください。

減免対象であれば、申請書等をお送りします。

~ 問い合わせ先 ~ 長崎市資産税課

(直通電話) 095-829-1131

## 手続きの流れ(令和6年度課税分の場合)

R6.1

固定資産税(R6年度) 軽減措置解除通知



R6.3

空き家の除却

- ※跡地は更地の状態
- ※除却後の写真撮影要



R6.5 固定資産税納税通知 (R6年度)



R6.5 減免申請

- ※除却後の写真、除却日
- の確認できる書類添付



R6.5 現地調查 **→減免決定**通知